平成２１年（フ）第７９２１号
大阪府守口市南寺方南通１丁目４番３号　奥田方
債務者　高瀬香津己
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９５３号
大阪府守口市藤田町４丁目２番５―207号
債務者　森島　恵子（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９８５号
大阪府寝屋川市国松町35番６号
債務者　西岡　君子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８２号
大阪府高槻市野田２丁目34番２号
債務者　小林　真貴
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８５号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目20番20号　ＨＡＳＥ庵２―103号、旧住所鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目15番10号―Ａ101号
債務者　金田るり子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１７８号
大阪市平野区喜連西４丁目７番19号　メゾンドデリシャス602号
債務者　武藤　富雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７８号
大阪府寝屋川市香里南之町30番14―506号
債務者　平島　由美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９０号
大阪市住之江区安立１丁目３番４号
債務者　西村　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６７号
大分県佐伯市常盤東町４番９号
債務者　小野　孝男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第１４９０号
仙台市泉区寺岡３丁目13番地の32
債務者　安住　文秀
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
宮城県石巻市向陽町１丁目１番35号
債務者　菅野千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
宮城県東松島市矢本字下浦185番地３　県営下浦住宅124号室
債務者　葛西　美枝（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
福島県二本松市初森字川前17番地
債務者　大内　美香
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３１６号
福島県伊達市梁川町字町裏45番地３　メゾンド・広瀬Ｂ107、前住所福島県伊達市梁川町五十沢字沼ノ平94番地
債務者　後藤　智美（旧姓引地）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３３０号
福島市松川町字町頭６番地の16
債務者　渡邉　清子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３３４号
福島市山口字新町46番地の１
債務者　佐藤　孝代
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５９１号
水戸市文京１丁目６番13号　フレグランス荻原Ａ棟101号
債務者　手嶋　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６０１号
茨城県ひたちなか市烏ケ台1889番地19
債務者　高田　美保
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　水戸地方裁判所